

# 契約後ＶＥ工事取扱要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、建設業者から施工方法等に関する提案を募集し、民間の技術開発を積極的に活用することにより、建設工事のコスト縮減を図るため、工事の契約締結後に、民間の固有技術や優れた技術開発を活用し、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法に係る設計図書の変更について行う提案（以下「ＶＥ提案」という。）を受け付ける契約後ＶＥ方式を運用するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

## (対象工事)

第2条 土木部の所管する工事のうち、原則3千万円以上の工事とするが、技術的にＶＥ提案を求めることが妥当と判断されるものについては、対象工事とすることができまするものとする。

なお、選定した工事については、石川県建設工事標準請負契約約款（以下「約款」という。）に別紙1の条項を追加し、契約後ＶＥ工事である旨を明記するものとする。

## (提案を求める範囲)

第3条 ＶＥ提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものであり原則として工事目的物の変更を伴わないもの（標準歩掛以外の工法、建設機械、新材料）とする。

なお、以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含めないものとする。

- (1) 工期の延長等施工条件の変更を伴う提案
- (2) 条件変更が確認された後の提案
- (3) 入札時に入札参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料又は施工方法等の変更の提案
- (4) 入札時における総合評価方式に係る技術提案の範囲

## (入札公告及び特記仕様書等に明示する事項)

第4条 提案を求める場合において、入札公告、指名競争入札執行通知書及び特記仕様書に次の事項を加えるものとする。

- (1) 入札公告

契約後ＶＥ工事の対象工事であること。

## (2) 指名競争入札執行通知書

契約後VE工事の対象工事であること。

## (3) 特記仕様書（別紙2）

ア 本要領の第3条、第5条、第7条1項及び第8条から第11条に關すること。

イ VE提案を提出する際の様式（様式1～4）

### （提案書の提出期間等）

第5条 VE提案書（様式1）は、原則として、契約の締結日から当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前まで提出することとし、併せて以下の事項を記載した書類（様式2～4）を提出させるものとする。

（1）設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由（様式2）

（2）VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）（様式2）

（3）VE提案が採用された場合の請負代金額の概算低減額及び算出根拠（様式3）

（4）発注者が別途発注する関連工事との関係（様式4）

（5）工業所有権を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項（様式4）

（6）その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項（様式4）

その他必要に応じ、追加資料、図面その他の書類の提出を受注者に求めることができることとし、VE提案に関する費用は、受注者の負担とすることとする。

なお、15日間以上の提案準備期間が確保されるよう工期の設定において配慮すること。

### （土木部契約後VE技術審査委員会）

第6条 VE提案の審査にあたっては、土木部契約後VE技術審査委員会（以下、「委員会」という。）において審査することとし、運営に関する要領等については以下のとおりとする。

（1）委員の構成は原則として以下のとおりとする

委員長 技監

委 員 土木部担当次長、技術管理室長、工事担当主務課長、  
工事担当事務所長

また、委員長に事故のあるときは、土木部担当次長または技術管理室長がその職務を代理することができる。

## (2) 会議の運営

- ア 委員長は、工事担当主務課長の申請に基づき、第6条の審査及び、必要があると認めるときに委員会を招集する。
- イ 委員長は、必要に応じて委員以外の者の意見を求めることができるものとする。
- ウ 委員会に必要な資料は工事担当主務課が作成するものとする。

## (3) 事務局

委員会の事務局は、工事担当主務課に置く。

## (4) 雑則

この要領に定めるものの他、委員会の運営に必要な事項は委員会に諮つて定めるものとする。

## (VE提案の審査基準)

第7条 VE提案の審査にあたっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等について評価するものとする。

2 VE提案の審査基準は以下のとおりとし、「契約後VE工事チェックリスト」(別紙3)で確認し、審査することとする。

### (1) VE提案の範囲に関する確認事項

- ア 工事目的物の変更を伴わないもの
- イ 工期の延長等施工条件の変更を伴う提案でないこと
- ウ 条件変更が確認された後の提案でないこと
- エ 入札時に入札参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料又は施工方法等の変更の提案でないこと
- オ 入札時における総合評価方式に係る技術提案の範囲でないこと

### (2) 施工の確実性、安全性、経済性等に関する確認事項>

- ア 提案された工法等が設計時及び発注時において一般的な工法でないと
- イ 施工の確実性、安全性が具体的かつ客観的な方法で確認できること
- ウ 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案の場合、その取り扱いが明確であること。
- エ 設計図書と比較して経済性に優れていること。

## (提案の採否の通知)

第8条 VE提案の採否の通知は、原則としてVE提案の受領後14日以内に受注者(申請者)及び工事担当事務長に通知(様式5、6)するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときには、あらかじめ受注者(申請者)の同意を得た上で、この期間を延長することができ

るものとする。また、提出されたVE提案が適正と認められなかった場合の前項の通知は、採用しない理由を付して通知するものとする。

#### (VE提案が適正と認められた場合の変更設計等)

- 第9条 VE提案が適正と認められた場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行うものとする。
- 2 前項の規定により、設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは、約款第24条第1項の規定により、請負代金額の変更するものとする。
  - 3 前項の変更を行う場合には、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を計上することとする。
  - 4 VE提案の採用後、約款第18条の条件変更が生じた場合は、受注者に対しVE提案に対する変更を求めることとする。
  - 5 VE提案を採用した後、条件変更が生じた場合のVE管理費については変更しないこととする。
  - 6 双方の責に帰することができない事由（不可抗力や予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能、又は著しく工事低減額が減少した場合は、双方協議して定めることとする。
  - 7 VE管理費に関する部分払は、VE提案に関する部分が完了（完成）したと認められる場合に支払い対象とする。

#### (提案内容の保護)

第10条 VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用（標準歩掛）される状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

#### (責任の所在)

第11条 発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者（申請者）の責任が否定されるものではない。

#### 附 則

この要領は、平成23年 9月26日から施行する。

平成24年 4月 1日 一部改正